

軽自動車やバイクを所有する皆さん！

平成28年度から

軽自動車税の税率が変わります

軽自動車やバイクは、4月1日に所有している人に税金が課されます。皆さんは、きちんと手続きをしていますか？
平成28年度は、税率の変更がありますので、ご注意ください。

軽自動車の税率

軽自動車は、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両に対して新税率が適用されます。平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両は、平成28年度以降も税率は変わりません。

ただし、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両（電気自動車などは除く）は、平成28年度から、**経年重課の税率が適用**されます（表1参照）。

【軽自動車税のグリーン化】

環境にやさしい軽自動車を普及させるため、法律に基づき、排出ガスや燃費の環境への負担の程度に応じて、軽自動車税率を重く、または軽くする「軽自動車税のグリーン化」を実施します（表1・表2参照）。

（表1）平成28年度の軽自動車の税率（年額）

車種区分	初めて車両番号の指定を受けた年月 (初度検査年月)			平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規取得した車両で、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）に該当する車両				
	旧標準税率	標準税率	重課税率	軽課税率（注1）				
	平成15年～平成27年3月31日	平成27年4月1日以降	平成14年以前（経年重課）	75%軽減（表2※1）	50%軽減（表2※2）	25%軽減（表2※3）		
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円

（注1）グリーン化特例による軽課税率が適用されるのは、平成28年度の1年限りで、平成29年度以降は標準税率になります。

（表2）軽自動車税のグリーン化による軽自動車税の軽減率

電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排ガス規制に適合し、かつ平成21年排ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出が少ないもの）		標準税率よりおおむね75%軽減（※1）	
低排出ガス車★★★★（注2） かつ右記条件を満たすもの	乗用	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能のよいもの	標準税率よりおおむね50%軽減（※2）
	貨物	平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能のよいもの	
	乗用	平成32年度燃費基準を満たすもの	標準税率よりおおむね25%軽減（※3）
	貨物	平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能のよいもの	

（注2）低排出ガス車★★★★は、平成17年排出ガス基準より有害物質を75%低減達成した自動車のこと。

問い合わせ
市民税課

☎(55)2735
FAX(53)0974

原動機付自転車・二輪などの税率

平成28年度から新税率が適用されます。新税率は左表のとおりです。



車種区分		新税率 (年額)	車種区分		新税率 (年額)
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	軽二輪	125cc超～ 250cc以下	3,600円
	90cc以下		二輪小型 自動車	250cc超	6,000円
	125cc以下	2,400円	小型特殊 自動車	農耕用 作業用	2,400円
	ミニカー			その他	5,900円
雪上車		3,600円	ポータトレーラ		3,600円

手続は6月末までに

軽自動車税は、毎年4月1日に軽四輪(軽三輪)や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

【変更手続などが必要になる場合(一例)】

- ◆ 他人への譲渡や盗難、紛失した場合
必要な手続をせずにそのままにしておくこと課税され、1年間分の税金を支払うこととなります(自動車税と異なり、月割課税、月割還付はありません)。
- ◆ 軽自動車などの所有者が住所を変更した場合
車検証の住所の変更手続が必要です。
- ◆ 所有者が亡くなった場合
廃車や名義変更の手続が必要です。
- ◆ 手続をしないと、指定された相続人に納税義務が生じます。

◆ 軽自動車や二輪の処理をリサイクル業者や解体処理業者に依頼する場合
ナンバープレートや車検証などを回収し、廃車の手続をしてください。
※ 廃車や各種変更の手続は車種により異なりますので、各機関へお問い合わせください。

★ 納税通知書は5月中旬に送付します。
平成28年度の納期限は5月31日(火)です。

【税金に関する問い合わせ先】

● 軽自動車税(市税)

市民税課(市役所3階南側)

☎(55) 2735

● 自動車税(県税)

富士財務事務所(富士総合庁舎3階)

☎(65) 2118

	年度途中で取得	年度途中で廃車
軽自動車税(市税)	課税されません	1年間分の課税(還付なし)
自動車税(県税)	月割で課税	月割の還付あり

申請手続場所

車種区分	申請手続場所
原動機付自転車(125cc以下)、 小型特殊自動車、ミニカー	市民税課(市役所3階南側) ☎55-2735
軽二輪 (125cc超～250cc以下)	(一社)全国軽自動車協会連合会 静岡県事務所沼津支所 (駿東郡長泉町下土狩1069-1) ☎055-988-4022
小型二輪 (250cc超)	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田2480) ☎050-5540-2051
軽自動車 (軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所 (駿東郡長泉町下土狩1069-1) ☎050-3816-1778
普通自動車、 大型特殊自動車	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田2480) ☎050-5540-2051

必ず注意してください!

市外の事業所で使用していた軽自動車やバイクを、市内の事業所などで使用する場合は、車検証の住所を市内に変更してください。また、原動機付自転車などは、富士市のナンバーを取得しなければなりません。

身体障害者などの軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です(平成28年度の申請期間は納税通知書到着から5月31日(火)まで)。

原動機付自転車を含む全ての自動車は自賠責保険・共済への加入が法律で義務づけられています。

フォークリフト・農耕用トラクターなどの小型特殊自動車は、公道を走行しなくても、所有していればナンバープレートを取りつける義務があります。未取得の場合は市民税課で手続をしてください。